

## イワイ CFD 取引規程 (店頭差金決済取引規程)

(規程の趣旨)

第1条 本規程は、お客さまと岩井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行うCFD（Contract for Difference）取引（以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係および本取引におけるサービスの利用に関する取り決めです。

(リスクと自己責任の確認)

第2条 お客さまは、本取引を行うにあたって本規程の内容を承諾し、「イワイ CFD 取引説明書兼リスク説明書」、「イワイ CFD 取引ルール」の内容や本取引の特徴、リスクおよび仕組み等に関して十分に理解・把握し、お客さまの判断と責任において取引を行うことに同意するものとし、お客さまは当社が定める電磁的な方法によりこれを証するものとし、

(法令、規程等の遵守)

第3条 お客さまは、当社にCFD取引口座（以下「本口座」といいます。）を設定し、本取引を行うに際し、本規程および本規程に基づき当社が取り決める定めによるほか、金融商品取引法その他関連法令所諸規則、日本証券業協会規則ならびにCFD取引において通常行われる商慣行に従うものとし、お客さまには、これら法令諸規則に従うことにつき約諾していただき、本規程の交付をもって、当該約諾があったものとして取扱います。

(本口座の開設基準)

第4条 イワイ CFD 取引口座は、当社の証券取引口座（以下「イワイ・ネット取引口座」といいます。）を開設し、かつ当社が定める要件を全て満たす場合に開設できるものとし、

2 お客さまから本口座の開設申込みがあったときは、当社はその可否を審査し、当社が本口座の開設を承諾した場合に、お客さまは本取引を行うことができるものとし、

(本口座による処理)

第5条 お客さまが、当社との間で行う本取引を行うために当社に差し入れる証拠金（以下「受入証拠金」といいます。）、CFDの売買にともなう買付代金および売付代金の差金、計算上の損益金、その他の本取引により授受する金銭は、すべて本口座で処理するものとし、

(取引方法)

第6条 本取引はインターネット上の本取引に係る当社のサイトまたは当社が提供するソフトウェアから行うことができるものとし、当社が必要と認めた場合を除き、システム障害が発生した場合も含め、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法により本取引を行うことはできないものとし、

(取引の諸条件、売買注文の指示、取引手数料等)

第7条 次の各号に掲げる本取引に関する事項は、当社が定めるものとし、また当社はシステム障害発生時、その他当社が必要と認める場合、予告なくこれらの事項を変更、

制限することができるものとします。

- ① ティックファクター
- ② 取引できる日および時間
- ③ 取引できる CFD、数量、ポジション
- ④ 注文の有効期間、内容、執行の条件・方法等、取引にかかる諸条件

2 お客さまは、本取引の注文を行うときは、前項により定められた範囲内で、CFD の種類、売買の種類、取引数量、その他当社が定める必要な事項を明示するものとします。お客さまの注文が約定した場合、当該注文がお客さまの錯誤によるものであっても、当該約定を取消すことはできません。また、これに関して当社は一切責任を負いません。

3 過誤による無効な取引レート（以下「インバリッド・レート」といいます。）の発生後、売買が誤って執行され約定がなされた場合、当該約定の修正の要否、修正の方法（反対売買による取消を含む）、修正の範囲については、当社がこれを定めるものとします。

4 お客さまは、本取引の注文が約定した場合、当社が定める取引手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。取引手数料は、当社の判断で変更することができるものとします。

5 本条第 1 項に定める変更、制限についてはお客さまの取引状況等により、当社の判断で予告なく、個々のお客さまに対して実施することがあります。

（注文の業務委託）

第 8 条 お客さまは、当社が当社の指定する GFT シドニー支店に、本取引に関連する業務を委託することをあらかじめ了承するものとします。

（価格、スプレッド、金利調整額、配当金調整額）

第 9 条 お客さまは、本取引に係る価格、スプレッド、金利調整額、配当金調整額につき、当社が定める価格、スプレッド、金利調整額、配当金調整額が適用されることをあらかじめ承諾するものとします。

2 当社は、CFD の種類ごとに売値と買値を同時にそれぞれ提示し、お客さまは売値で売付け、買値で買付けることができます。また、売値と買値の差であるスプレッドは、当社が売値と買値を提示することによって定まります。当社提示の売値と買値は、金融市場の価格を基準とし、市場の状況と、当該市場の流動性及び当社自身の流動性を加味し決定します。したがって、お客さまは、相場急変時において、スプレッドが急速に拡大することがあることをあらかじめ了承するものとします。

3 お客さまは、金融市場の状況または変動により、当社が提示する売値または買値と約定価格が同一にならない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

4 株価指数 CFD には金利調整額が発生します。金利調整額は LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）をベースに当社が定めるスプレッドを上乗せした利率に基づき決定します。買いポジションから金利調整額が徴収され、売りポジションに対して金利調整額が付加されます。決済通貨の LIBOR 金利が当社の定めるスプレッド以下となった場合は、売りポジションの

場合でも金利調整額は受け取れません。当社は適宜、スプレッドを変更する権利を有します。

5 配当金調整額は株価指数 CFD において発生します。理論的な配当落ちがある原株価指数に係る CFD について理論的に配当落ちする日の前営業日の終了時点において未決済の買いポジションを保有するときは、配当金相当額を受け取ることができます。上記において未決済の売りポジションを保有する場合、配当金調整額を支払うこととなります。

6 本取引における、逆指値による売買注文は、当社の提示する価格と逆指値の価格が一致した時点において成行注文として執行されるため、各種 CFD 相場の状況によっては、約定値段がお客さまの指定した値段とは異なる場合があることをあらかじめ了承するものとします。

(注文の確認、取引の報告等)

第10条 お客さまは、本取引の注文を行った場合、注文後24時間(土曜日、日曜日及び当社の休業日を除きます。)以内に、本取引に係るシステムの画面により、注文が適切に執行されたことを確認するものとします。お客さまがこの確認を行わなかった場合、当社は注文の適切な執行がないことによる責任を免除されることにお客さまは同意します。

2 お客さまは、取引報告、当社からお客さまへの通知、その他の情報は、本取引に係るシステムの画面に表示することによりお客さまに提供されたものとみなされ、書面による報告書等はお客さまに交付されないことに同意するものとします。お客さまは、かかる情報の入手が可能になったときから48時間以内(土曜日、日曜日及び当社の休業日を除きます。)に当社に対し承諾しない旨を通知しない限り承諾したものとみなされることに同意します。

(口座の管理、口座取引内容等に関する異議)

第11条 お客さまは、お客さまの本口座の状態を本取引に係るシステムの画面において管理するものとします。

2 お客さまは、お客さまの本口座の状態に不一致がある場合、不一致の発見から合理的な期間内に、この不一致を是正するために妥当な最善の措置を講じることに同意していただきます。当該不一致が当社のみ責任に帰すべき事由によるものである場合でも、お客さまが前記の措置を講じなかったときは、当社はその責任を免除されることに、同意していただきます。

(証拠金)

第12条 お客さまは、当社と行う本取引に係る証拠金の取扱いについて、次に定める各号を承諾するものとします。

①お客さまは、本取引から生じる当社に対するお客さまのすべての債務を担保するため、受入証拠金の必要額として当社が定める金額(以下「必要証拠金」といいます。)以上の金銭を、本取引を開始する前に当社が定める方法により本口座に差し入れること。

②当社は、本取引により差損益金が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく当該

差損益金を受入証拠金に充当し、または、受入証拠金から差し引くことができるものとすること。

③受入証拠金は、現金（円貨）のみとすること。

④お客さまが差し入れた本取引に係る受入証拠金の引出しについては、本規程および当社の定めるところによること。

⑤当社は、当社の判断により必要証拠金の額および必要証拠金率を変更することができることとし、必要証拠金の額および必要証拠金率を変更した時は、変更前のポジションに対しても遡及的に変更後の必要証拠金の額および必要証拠金率を適用できること。

⑥前各号に定める事由の他、本取引に係る受入証拠金の取扱いには、当社の定める事項に従うことに異議のないこと。

（証拠金の返還）

第13条 お客さまの本口座の実質受入証拠金の額が当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客さまは、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返還を当社に請求することができるものとします。ただし、超過額は出金手続きを行う時点の超過額とします。

（評価損益の差引計算）

第14条 当社は、本口座におけるお客さまの取引ごとの評価損益を差引して計算することができるものとします。

（決済、決済期限）

第15条 お客さまが行った注文により保有されているポジションは、基本的に反対売買により「差金決済」していただきます。なお、お客さまは、保有するポジションについて、引渡しを請求することはできません。

2 お客さまは、先物 CFD には取引期限に制限が定められることにあらかじめ同意するものとします。

（ロスカットルール）

第16条 お客さまは、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解・確認した上で、お客さまの判断と責任において本取引を行うことを承認するものとします。また、当社が定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議のないものとします。

①ロスカットに該当した場合については、お客さまに通知することなく、当社が全ポジションを反対売買することができること。

②ロスカット執行において、取引レートの変化により、ロスカット基準から大きく乖離した価格で約定することもあり、必ずしも損失が予想額に留まるとは限らないこと。

③ロスカット執行において取引時間外の銘柄があるときは、取引開始を待ってロスカットを行うこと。

④前各号の結果生じた損害については、当社がその責を負わないこと。

⑤ロスカットルール執行による反対売買の結果、残債務がある場合、お客さまは当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行うこと。

2 前項のロスカットルールについては当社の判断によって変更することができるものとします。

(強制決済、期限の利益の喪失)

第17条 お客さまについて次の各号のいずれかが生じた場合には、当社は当社の任意により、お客さまが保有する未決済ポジションの全部または一部についてそれを決済するために必要な反対売買を当社が提示する価格を用いて行うことができるものとします。またこの場合、当社からの通知、催告等がなくても、お客さまは、当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

①支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。

②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③お客さまの当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、差押または競売手続の開始があったとき。

④お客さまが当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押または競売手続の開始があったとき。

⑤外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。

⑥お客さまの取引について、お客さまご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき。

⑦お客さまが海外に居住されていると当社が判断したとき、当社がお客さまと連絡が取れなくなったと判断したとき、お客さまが死亡したことを当社が確認したとき、お客さまが意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき。

2 お客さまが本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は当社の任意により、当該遅滞に係る未決済ポジションを決済するために必要な反対売買を当社が提示する価格を用いて行うことができるものとします。またこの場合、お客さまは当社の請求によって、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

3 お客さまは、次の各号のいずれかが生じた場合には、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客さまが保有する未決済ポジションの全部または一部についてそれを決済するために必要な反対売買を、当社に注文するものとします。当該日時までに、お客さまが反対売買の注文を行わないときは、当社が任意にそれを決済するために必要な反対売買を当社が提示する価格を用いて行うことができることに、お客さまは異議のないものとします。またこの場合、お客さまは当社の請求によって、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

①お客さまの当社に対する本取引以外の一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅

滞したとき。

- ②お客様の当社に対する本取引以外の債務について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき。
- ③お客様が本規程を含む当社の取引規程のいずれかに違反したとき。
- ④前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑤第18条第1項各号に該当したことにより本口座が解約されたとき。

4 当社は、当社において必要があると認めたときは当社の任意により、お客様に事前に通知することなく、お客様が保有するすべての未決済ポジションについてそれを決済するために必要な反対売買を行うことができるものとします。ただし、当社はこの反対売買による決済を行う義務を負わず、当社がこれを行わなかった場合でも当社は一切責任を負いません。

（口座の解約）

第18条 お客様について次の各号のいずれかに該当し、または第17条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されるものとします。ただし、解約時において当社と行う本取引の未決済勘定が残存する場合、または本規程に基づくお客様の債務が残存する場合は、その限度において本規程は効力を有するものとします。

- ①お客様が当社に本口座の解約を申出たとき。
- ②お客様が本規程もしくは当社が定める本取引のルール、関係法令諸規則、その他当社の約款・規程のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき。
- ③第37条に定める本規程の変更にお客様が同意しないとき。
- ④前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
- ⑤お客様が第4条の口座開設基準を満たさなくなったとき。

2 前項により口座が解約された場合は、電子交付書面が閲覧できなくなります。したがって電子交付書面が必要な場合は当社へご請求いただくものとします。

3 前各項にかかわる費用はその都度、お客様が当社に支払うものとします。

（相殺）

第19条 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とおお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権、その債権の期限の如何にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺できるものとします。

2 前項の場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様の代わりに諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。

3 前各項によって相殺をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、相殺実行日に行うものとし債権債務の利率、本取引に係る当社に対する債務の遅延損害金の率および当社に対するその他債務の遅滞損害金の率については当社の定める利率によるもの

とします。また、債権および債務の支払通貨が異なるときは当社の指定する通貨及び当社の指定する為替レートに基づき計算するものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合に適用する為替レートは当社が指定するものとし、

(担保物、占有物の処分)

第20条 お客様が当社に対し負担する債務を当社が定める所定の日時まで履行しないときは、当社は、お客様に通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、証拠金として受け入れた現金を当社の任意で処分し、処分した金額から諸費用を差し引いたものを法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することにつき異議がないものとし、また当該弁済を行った後に残債務がある場合は直ちに弁済を行うものとし、

(充当の指定)

第21条 債務の弁済または第19条の相殺を行う場合において、お客様の債務の全額を消滅させることができないときは当社が定める順序方法により充当ができるものとし、

(遅延損害金)

第22条 お客様は、本取引に係る当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日より履行日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うことに異議のないものとし、

(決済条件の変更)

第23条 お客様は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社が本取引に係る決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとし、

(債権譲渡等の禁止)

第24条 お客様が当社に対して有する本取引に係る債権について、お客様はこれを他に譲渡または質入、その他処分をしないものとし、

(公租公課)

第25条 お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

(利息その他の対価)

第26条 当社は、本取引に関し、お客様が当社に証拠金として差し入れる金銭、本取引により生じたお客様の売買差益金またはその他の金銭には、利息その他の対価をつけないものとし、

(報告)

第27条 お客様は、第17条第1項各号および同条第3項各号いずれかの事由が生じた場合には、当社に対して直ちに書面をもってその旨を報告するものとし、

(届出事項の変更届)

第28条 お客様が当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、届出印、電話番号、電子メールアドレス、その他の事項に変更があったときは、当社所定の手続き

により、遅滞なくその旨を当社に届出るものとします。

2 前項について変更の届出が必要であることを当社が把握した場合は、当社はお客さまの本口座に制限を行うことができるものとします。

(政府機関宛報告書等の作成および提出)

第29条 お客さまは、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客さまに係る本取引の内容その他を、日本国等政府機関宛に報告することに異議のないものとします。この場合お客さまは、当社の指示に応じて報告書その他の書類（電磁的記録を含みます。次項において同じ）作成に協力するものとします。

2 前項の規程に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、当社は免責されるものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる各号を含め、お客さままたは第三者に発生した損害または費用（以下「損害等」といいます。）については、当社はその責を負わないものとします。

①天災地変、政変、ストライキ、金融市場の急変や各種取引所の閉鎖、各国政府による規制等の不可抗力、システム障害またはその他当社の責めに帰することのできない事由により、本取引の執行、金銭の授受、預託または事務手続き等が遅延または不能となったことにより生じた損害等。

②電信、郵便またはインターネットの誤発信、誤謬、遅延等当社の責めに帰することのできない事由により生じた損害等。

③当社所定の書類に押印した印影または署名と届出印の印鑑または署名と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害等。

④お客さまおよび当社ならびに当社の委託先のそれぞれを結ぶすべての通信回線およびシステム機器について、以下の事由により、注文が発注されないまたは誤発注となったことにより生じるお客さまの損害等。

(a) 通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動等及びそれらに基づく誤情報の伝達。

(b) 天災地変その他やむを得ない事由による通信回線及びシステム機器の瑕疵または障害。

⑤本取引における取引の速度及び回線の混雑等を事由とした損害等。

⑥お客さまのログインID、暗証番号等につき、お客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものと一致したことを当社が確認して行われた取引により生じた損害等。

⑦その事由の如何を問わず、お客さまの暗証番号等または取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等。

2 当社に登録されているお客さまのログインID、暗証番号等と、お客さまが入力されたログインID、暗証番号等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じ

た損害等。

3 本取引に関し提供する情報及び付帯するサービス情報の誤謬、伝達遅延、欠落および中断により生じた損害等。

4 お客さまが本規程もしくは本取引の内容または取引方法について誤解または理解不足であったことにより生じた損害等。

5 本取引のカバー先が提示する価格に誤りがあり、それにより取引が約定した場合の修正処理により生じた損害等。

6 やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止し、または中止したことにより生じた損害等。

(通知の効力)

第31条 お客さまが当社に届け出た住所または所在地、もしくは電子メールアドレスあてに、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとします。

(サービス利用の制限)

第32条 当社は、お客さまが本取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客さまの本取引に係るサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。

2 当社がお客さまの本サービスの利用を禁止した場合、お客さまは直ちに期限の利益を喪失します。

(取得情報の個人利用等)

第33条 お客さまは、本取引の過程で当社を通じて取得したデータ、ニュース等の情報(これを複製または複製したものを含みます。)を、お客さまの本取引の目的のみに利用するものとし、営利目的の利用はもとより、第三者へ提供する目的であるか否かを問わず、加工、再配信および転載等を行ってはならないものとします。

(適用法)

第34条 本規程に関する準拠法は日本国法とします。

(合意管轄)

第35条 お客さまと当社との間で本取引に関する訴訟については、大阪地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

(サービス内容の変更)

第36条 当社は、お客さまに事前に通知することなく、本取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

(規程の変更)

第37条 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときに本規程を変更することができます。この場合、当社はその変更事項をウェブサイトに掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。

2 本規程の変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときにおいて、所定の期日までにお客さまから異議の申出がない場合は、お客さまが規程の変更に同意したものとみなします。

(平成 23 年 4 月)

## 「先物取引に関する支払調書」提出時の住所・名前の告知について

岩井証券株式会社御中

私は、岩井証券のインターネット取引（イワイ・ネット）に届け出ている住所・名前（所在地・名称）を、岩井証券による、所得税法に基づく「先物取引に関する支払調書」提出時の住所・名前（所在地・名称）として告知します。

以上

### 【ご参考】

平成 20 年度所得税法改正により、平成 21 年 1 月 1 日より、弊社「イワイ CFD」など店頭デリバティブ取引を取り扱う金融商品取引業者は、その顧客の店頭デリバティブ取引における取引損益等を記載した「支払調書」の税務署への提出が義務付けられることになりました。これに基づき、イワイ CFD における決済取引の約定により確定した、個人のお客様の取引損益額が、「支払調書」に記載された上で税務署へ提出されるようになります。また、お客様は決済取引をする際、ご住所・お名前を岩井証券に告知することが義務付けられました。

### （所得税法第 224 条の 5）

店頭デリバティブ取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所を、その店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等に告知しなければならない。

### （所得税法第 225 条）

金融商品取引業者は、居住者等が行った店頭デリバティブ取引について差金等決済があった場合には、「先物取引に関する支払調書」を、その店頭デリバティブ取引の差金等決済があった日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、その金融商品取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、所得税法改正の詳細につきましては、所轄の税務署にご確認ください。